

令和6年4月

第20回尼崎市議会臨時会議案

目

次

< 報告 >

報告第 1 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する
条例）

< 予算 >

議案第 5 1 号 令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 5 2 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

報 告

報告第 1 号

専決処分について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について、令和 6 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 19 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項の前の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、附則第 12 項中「令和 4 年度分」を「令和 7 年度分」に、「令和 4 年度適用土地」を「令和 7 年度適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改め、附則第 13 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、附則第 14 項（見出しを含む。）及び附則第 16 項（見出しを含む。）中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、附則第 17 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 2 項」を「令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 2 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 3 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、条例改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第 5 1 号

令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 476, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 232, 681, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

令和 6 年 4 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
05 市 税		84,614,663	△ 1,900,000	82,714,663
	05 市 民 税	33,208,010	△ 1,900,000	31,308,010
19 地 方 特 例 交 付 金		500,000	1,900,000	2,400,000
	05 地 方 特 例 交 付 金	461,000	1,900,000	2,361,000
40 国 庫 支 出 金		59,723,816	3,314,136	63,037,952
	10 国 庫 補 助 金	10,346,834	3,314,136	13,660,970
45 県 支 出 金		16,179,295	4,852	16,184,147
	10 県 補 助 金	2,759,158	4,852	2,764,010
60 繰 入 金		5,322,521	146,060	5,468,581
	10 基 金 繰 入 金	5,196,102	146,060	5,342,162
65 繰 越 金		1	4,852	4,853
	05 繰 越 金	1	4,852	4,853
75 市 債		12,351,200	6,100	12,357,300
	05 市 債	12,351,200	6,100	12,357,300
歳 入 合 計		229,205,000	3,476,000	232,681,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		17,945,565	3,279,807	21,225,372
	05 総務管理費	14,463,977	3,279,807	17,743,784
15 民生費		118,367,175	116,489	118,483,664
	05 社会福祉費	44,970,999	116,489	45,087,488
20 衛生費		18,067,100	79,704	18,146,804
	05 保健衛生費	6,928,076	79,704	7,007,780
歳出合計		229,205,000	3,476,000	232,681,000

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
休日夜間急病診療所整備事業	令和7年度	105,000

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
保健所等整備事業費	限度額 12,600	限度額 18,700

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議51-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

05 市 税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 款 市 税	84,614,663	△1,900,000	82,714,663			
05 項 市 民 税	33,208,010	△1,900,000	31,308,010			
05 目 個 人	27,038,978	△1,900,000	25,138,978	現年課税分	△1,900,000	○ (資産統括局) 定額減税の実施に伴う補正 △1,900,000

議51-8

歳入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	59,723,816	3,314,136	63,037,952			
10 項 国庫補助金	10,346,834	3,314,136	13,660,970			
10 目 総務費補助金	2,392,634	3,314,136	5,706,770	物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	3,314,136	○ (総合政策局) 物価高騰対策にかかる事業実施に伴う補正 3,314,136

歳入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	16,179,295	4,852	16,184,147			
10 項 県補助金	2,759,158	4,852	2,764,010			
20 目 衛生費補助金	128,128	4,852	132,980	带状疱疹ワクチン接種費補助金	4,852	○ (保健局) 補助率 1 / 2 带状疱疹ワクチンの接種費用を補助することに伴う補正 4,852

議51-10

歳入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,322,521	146,060	5,468,581			
10 項 基金繰入金	5,196,102	146,060	5,342,162			
05 目 財政調整基金繰入金	1,700,322	82,160	1,782,482	財政調整基 金繰入金	82,160	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 82,160
12 目 公共施設整備保全基金繰入金	1,323,267	63,900	1,387,167	公共施設整 備保全基金 繰入金	63,900	○ (資産統括局) 休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再 計上することに伴う補正 63,900

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	4,852	4,853			
05 項 繰越金	1	4,852	4,853			
05 目 繰越金	1	4,852	4,853	繰越金	4,852	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 4,852

議51-12

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	12,351,200	6,100	12,357,300			
05 項 市 債	12,351,200	6,100	12,357,300			
20 目 衛 生 債	672,700	6,100	678,800	保健所等整備事業債	6,100	○ (保健局) 休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再 計上することに伴う補正 6,100

--	--	--	--	--	--	--

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	17,945,565	3,279,807	21,225,372	特定財源 3,216,761 一般財源 63,046			
05 項 総務管理費	14,463,977	3,279,807	17,743,784	特定財源 3,216,761 一般財源 63,046			
70 目 諸 費	1,035,206	3,279,807	4,315,013	国庫支出金 3,216,761 一般財源 63,046	10 需用費	1,000	○ 定額減税調整給付関係事業費（資産統括局） 3,279,807 定額減税しきれないと見込まれる方に対し、 その差額を調整して給付することに伴う補正
					11 役務費	23,460	
					12 委託料	255,347	
					18 負担金、補助及び交付金	3,000,000	

議51-14

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	118,367,175	116,489	118,483,664	特定財源 97,375 一般財源 19,114			
05 項 社会福祉費	44,970,999	116,489	45,087,488	特定財源 97,375 一般財源 19,114			
05 目 社会福祉総 務費	24,253,671	116,489	24,370,160	国庫支出金 97,375 一般財源 19,114	11 役 務 費	791	○ 低所得者支援給付関係事業費（福祉局） 116,489 新たに令和6年度に住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯を対象に「低所得者支援給付金」を給付することに伴う補正
					12 委 託 料	20,698	
					18 負担金、補助及び交付金	95,000	

歳 出
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	18,067,100	79,704	18,146,804	特定財源 74,852 一般財源 4,852			
05 項 保健衛生費	6,928,076	79,704	7,007,780	特定財源 74,852 一般財源 4,852			
05 目 保健衛生総 務費	958,954	70,000	1,028,954	市 債 6,100 その他 63,900	14 工事請負費	70,000	○ 休日夜間急病診療所整備事業費（保健局） 70,000 休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再計 上することに伴う補正
15 目 予防接種費	1,642,692	9,704	1,652,396	県支出金 4,852 一般財源 4,852	19 扶 助 費	9,704	○ 带状疱疹ワクチン予防接種事業費（保健局） 9,704 带状疱疹ワクチンの接種費用を補助すること に伴う補正

議51-16

2 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 額		令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
休日夜間急病診療所整備事業	105,000			令和7年度まで	105,000		9,800		95,200	

3 市債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
普通債	105,935,999	96,768,367	13,604,700	14,489,735	95,883,332
土 木	28,938,636	25,778,241	2,888,800	4,256,404	24,410,637
教 育	31,078,888	27,489,095	4,262,800	4,054,248	27,697,647
市 営 住 宅	14,522,665	14,130,701	2,028,500	1,950,422	14,208,779
総 務	9,055,625	8,851,479	1,088,400	1,260,681	8,679,198
民 生	5,530,054	5,184,463	1,446,500	771,675	5,859,288
衛 生	12,717,987	11,675,241	974,900	1,486,268	11,163,873
商 工	23,505	15,987	-	3,287	12,700
消 防	1,974,880	1,965,970	907,500	304,704	2,568,766
企業会計等出資金	2,093,759	1,677,190	7,300	402,046	1,282,444
災害復旧債	295,222	252,038	-	43,188	208,850
土 木	187,147	159,288	-	27,863	131,425
その他公共施設等	108,075	92,750	-	15,325	77,425
そ の 他	87,274,428	81,706,981	1,596,900	8,127,651	75,176,230
減税補てん債	402,449	218,952	-	134,291	84,661
臨時財政対策債	84,715,035	79,632,103	1,300,000	7,395,391	73,536,712
減収補てん債	2,156,944	1,855,926	296,900	597,969	1,554,857
合 計	193,505,649	178,727,386	15,201,600	22,660,574	171,268,412

条 例

議案第 5 2 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 4 月 1 9 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

8 0 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 5 項に規定するところにより算定した控除額を、同条第 1 項に規定する特別税額控除対象納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 2 条第 2 項及び第 3 項、第 2 5 条第 1 項から第 7 項まで（附則第 7 8 項の規定により同条第 2 項の規定をみなして適用する場合を含む。）、附則第 2 2 項並びに附則第 2 4 項並びに法附則第 3 条の 3 第 5 項及び附則第 7 条の 2 第 4 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

8 1 前項の規定の適用がある場合における第 2 5 条第 2 項及び附則第 2 4 項の規定の適用については、第 2 5 条第 2 項中「を含む」とあるのは「及び法附則第 5 条の 8 第 6 項の規定により法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項の規定を読み替えて適用する場合を含む」と、附則第 2 4 項中「及び附則第 5 条の 7 第 2 項」とあるのは「、附則第 5 条の 7 第 2 項及び附則第 5 条の 8 第 6 項」とする。

（令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

8 2 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 4 項に規定するところにより算定した控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する控除対象配偶者及び法第 3 1 4 条の 2 第 8 項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するもの

に限る。)の第22条第2項及び第3項、第25条第1項から第7項まで、附則第22項並びに附則第24項並びに法附則第3条の3第5項及び附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

